



T A B U S E

広報たぶせ

Public Relations No.957



ーおいでえ フリーマーケット & ワークショップ

笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施

6
2016

旧田布施工業高校跡地への 庁舎移転申し入れを取り下げ

問総務企画課 総務係 ☎52-5802

② 問題点

一方、町では庁舎移転に伴い、交通安全上、出入口の拡幅など必要と考えられることから、町道を拡幅し、県道に接続することについて関係機関と協議を重ねてきました。

しかしながら本年3月、山口県道路整備課から、町が考える「町道の拡幅による県道への接続」ではなく、「交差点としての道路基準を満たす新たな整備が必要」との回答を受けました。この交差点整備は、旧田布施工業高校に出入りする町道を新たに整備し、県道との接続を交差点として整備するというもので、この事業実施には、道路用地の買収や家屋の立退なども必要となります。

③ 県のスケジュール

また、町が庁舎移転を申し入れている旧田布施工業高校本館棟を除いた校舎、体育館などの施設は、今後、総合支援学校高等部の施設として活用される計画でした。県教育委員会は、これに伴う改修設計を今年度を実施され、実質的

④ 計画継続は困難

に事業着手されるスケジュールとなっていました。

町としては、こうした県教育委員会のスケジュールと、町の庁舎移転計画の進捗状況の隔たりが大きく、交差点整備をはじめとした大きな問題もあり、このまま旧田布施工業高校跡地への移転計画を進めていくことは困難と判断しました。

このことから、県教育委員会に移転申し入れの取り下げを行うとともに、5月6日には、県知事に取り下げに至った経緯を説明し、了承を得ました。

⑤ 今後の対応

4月に発生した熊本地震では複数の自治体において庁舎が使用できなくなくなり、災害応急対策に大きな支障が生じています。

町では、町民の安全安心を守る観点から、防災拠点施設となる庁舎の耐震問題などについて、新たな観点から調査検討を進めることとしています。

田布施中学校で

生徒たちと一緒に汗を流してみませんか？

問田布施中学校 ☎52-2138

田布施中学校は「コミュニティスクール」として、今後「地域とともにある学校づくり」をめざしています。

この一環として、毎年、生徒と保護者で行っている校地・通学路の環境美化活動に、今年は地域の皆さんにも是非参加していただきたく、参加者を募っています。

田布施中卒業生の人も、保護者OBの人も、今まで中学校とあまり関わりのなかった人も、中学生と一緒に草を抜き、汗を流してみませんか？お待ちしております。

◇日時 6月19日（日）

午前9時45分～午前11時40分
（集合時間：午前9時40分）

◇集合場所

田布施中学校グラウンド

◇持参物（持っている人のみ）

鎌、鋤、がんざき、竹ぼうき、

剪定ばさみ、草刈り機など

※混合油は学校で用意します。

◇その他

・小雨決行です。天候判断が難しい場合は、学校へお問い合わせください。

・校地内は作業のため駐車できません。町役場の駐車場をご利用ください。



青少年健全育成町民会議 および 防犯パトロール隊について

岡田布施町青少年健全育成町民会議事務局
(社会教育課内) ☎ 52-5813

田布施防犯パトロール隊事務局
(総務企画課内) ☎ 52-5802

次代を担う青少年が大きな夢と豊かな心を持ち、たくましく成長することは、町民すべての願いです。青少年を健全に育成するには、家庭・地域・学校など、あらゆる人々による町民総ぐるみの運動が不可欠です。

青少年健全育成町民会議では、地域補導委員会によるパトロール活動、子育て講座の開催、「町民会議だより」の発行などを行っています。

防犯パトロール隊では、町民の安全な生活を守るため、町内パトロールなどを実施しています。

会費のお願い

青少年健全育成町民会議および防犯パトロール隊の活動は、町民の皆さまのご支援によって行われています。これらの重要性をご理解いただき、活動のための会費にご協力をお願いいたします。

会費 一口 300円

内訳：町民会議 一口 200円
防犯パトロール隊 一口 100円

※一世帯で複数人が入会することも、一人で複数口入会することも可能です。
※各地域の補導委員などが地域の実情に応じた方法で徴収します。

主な実施事業・事業予定

【青少年健全育成町民会議】

月 日	行 事
7月～11月	補導委員夜間パトロール（各地域）
7月30日（土）	町民会議体験活動「カヌーに乗って遊ぼう！」
8月19日（金）	補導委員夜間パトロール（全体）
10月～3月	たくましいたぶせっ子育て事業（就学児子育て講座・思春期子育て講座）
11月下旬	青少年健全育成作文集発行
1月～3月	小学6年生と地域補導委員などのふれあい会

【防犯パトロール隊】

月 日	行 事
4月3日（日）	たぶせ桜まつりパトロール
7月1日～20日	公園・遊園地の点検
8月中旬	夏季夜間パトロール
9月下旬	駅前駐輪場放置自転車の整理
10月15日（土）	スポーツまつりパトロール
12月下旬	歳末夜間パトロール

あなたの家は

地震時に倒壊するかも?!

木造住宅の耐震診断と改修費用補助

熊本地震による犠牲者の多くは、耐震基準が厳しくなる昭和56年5月31日以前に建てられた家屋の倒壊が原因とされています。

町では、地震に対する木造住宅の安全性の向上を図るため、無料で「耐震診断」を実施し、「耐震改修」に係る費用の一部を補助します。

■対象建物

（次の全てを満たすこと）

- ・昭和56年5月31日以前に着工された町内にある3階建て以下の一戸建て木造住宅（店舗などの用途を兼ねるものは、店舗などに使用する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）
- ・在来軸組工法、枠組壁工法、伝統工法のいずれかで建築されていること

■内容

- ◇無料耐震診断
耐震診断員を派遣し、無料で耐震診断を実施
- ・募集戸数 3戸

◇耐震改修補助

耐震診断の結果が倒壊の危険性があり、改修により評点を0.7以上に向上させる改修工事の費用の一部を補助

- ・補助金額 改修経費の3分の2（限度額60万円）
- ・募集戸数 1戸

◇申込期限 7月29日（金）（土日・祝日を除く）

◇その他

- ・募集戸数を超えた場合は、抽選を行います。
- ・詳細はお問い合わせください。

◇申込み・問合せ先

建設課 土木管理係
☎ 52-5807

【 国民健康保険税について 】

■地方税法施行令の改正により、軽減の判定方法および賦課限度額が変わります。

改正内容	① 5割軽減の判定方法が変わります <次頁 表中(ア)>
	平成27年度 判定額 … 33万円+26万円×(被保険者数+※特定同一世帯所属者数)
	⇒平成28年度 判定額 … 33万円+ 26.5万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
	② 2割軽減の判定方法が変わります <次頁 表中(イ)>
	平成27年度 判定額 … 33万円+47万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
	⇒平成28年度 判定額 … 33万円+ 48万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
	③ 賦課限度額が引き上げられます <下表(ウ)>
	平成27年度 医療保険分 52万円、後期高齢者医療支援分 17万円
	⇒平成28年度 医療保険分 54万円 、後期高齢者医療支援分 19万円

なお、所得割額に係る税率、平均割額、均等割額は平成27年度から変更がありません。

※特定同一世帯所属者

後期高齢者医療の被保険者のうち、次の①および②に該当する人をいいます。

①後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の資格を有する人

②後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主（以後継続して世帯主である人に限る）と当該日以後継続して同一の世帯に属する人（当該日に国民健康保険の世帯主であった場合にあっては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である人）

■平成28年度の国民健康保険税の税率などは、次のとおりです。

▼国民健康保険税の税率および計算方法

内 訳	計算方法	税 率 等		
		医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分
A 所得割額	平成27年中の総所得金額等－基礎控除(33万円)の額に右の税率を乗じて得た額	7.6%	2.1%	2.3%
B 均等割額	被保険者1人につき	24,000 円	7,000 円	15,000 円
C 平等割額	1世帯につき	24,000 円	7,000 円	
年間保険税	A+B+C	賦課限度額 54万円(ウ)	賦課限度額 19万円(ウ)	賦課限度額 16万円

※ただし賦課限度額まで

◎国民健康保険税は世帯単位で賦課され、世帯主が納税義務者になります。世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合でも世帯内に被保険者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。

◎国民健康保険税には、医療保険分・後期高齢者医療支援分・介護保険分があり、それぞれ被保険者の所得や世帯の被保険者数に応じて算定する所得割額・均等割額・平等割額を合計して算出します（医療保険分・

後期高齢者医療支援分はすべての被保険者で算定し、介護保険分は40歳から64歳の人で算定します）。

◎介護保険分は、65歳到達月以降の月分を賦課していません。年度途中の40歳到達者分は40歳到達月以降に賦課します。

◎年度途中で75歳になられる人は後期高齢者医療制度に移行するため、あらかじめ75歳到達月以降の国民健康保険税を賦課していません。

国民健康保険税の

軽減・減免

■世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合、均等割額・平等割額が次の額に軽減されます。

※軽減判定をする際には、国保加入の有無を問わず世帯主の所得を含めて判定します。また、世帯構成に変更がない場合は、後期高齢者医療制度への移行者(75歳以上の人の)所得も含めて判定します。

※65歳以上の人で公的年金収入がある場合、公的年金などの雑所得から15万円(上限)を差し引いた金額で軽減の判定をします。

※均等割額および平等割額は、7割軽減・5割軽減・2割軽減に複数該当しても重複して減額を受けることができません。

▼国民健康保険税の軽減割合別税額

軽減(減額)区分	軽減後の金額				
	均等割額(1人につき)			平等割額(1世帯につき)	
	医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分	医療保険分	後期高齢者医療支援分
軽減のない世帯	24,000 円	7,000 円	15,000 円	24,000 円	7,000 円
7 割軽減世帯 世帯主と被保険者の軽減判定所得が 33 万円以下	7,200 円	2,100 円	4,500 円	7,200 円	2,100 円
5 割軽減世帯 (ア) 世帯主と被保険者の軽減判定所得が 33 万円 + 26.5 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	12,000 円	3,500 円	7,500 円	12,000 円	3,500 円
2 割軽減世帯 (イ) 世帯主と被保険者の軽減判定所得が 33 万円 + 48 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) 以下	19,200 円	5,600 円	12,000 円	19,200 円	5,600 円



■同じ世帯内で75歳になられた人が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入する場合、軽減措置があります。(申請は不要)

・現在、国民健康保険税の軽減を受けている世帯で世帯構成や収入が変わらない場合は、同様の軽減を受けることができます。

・75歳になられた人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人になる場合(特定世帯)、5年間は平等割額が2分の1となります。さらに、5年経過した後も世帯構成に変更がない場合(特定継続世帯)は、継続して3年間、平等割額が4分の3となります。

■75歳になられた人が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その人の被扶養者で65歳~74歳の人(旧被扶養者)が新たに国民健康保険に加入する場合は、申請により当分の間、次の減免措置を受けることができます。(申請は初年度のみで2年度目以降の申請は不要)

・所得割額は賦課しません。
・均等割額が2分の1になります。

・世帯内の国保被保険者が旧被扶養者のみの場合は、平等割額が2分の1になります(すでに特定同一世帯で軽減を受けている人は減額になりません)。

■徴収の猶予または税額の減免

・災害など特別な事情がある場合は、徴収の猶予または減免が適用される場合があります。詳細は、健康保険課賦課徴収係までお問い合わせください。

非自発的失業者の

国民健康保険税が軽減されます

申請必要

■対象者

- 次の条件にすべて該当される人
- ・ 離職日が平成28年3月31日以降
 - ・ 失業時点で65歳未満
 - ・ 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者
 - ・ (雇用保険受給資格者証に記載してある離職理由欄が次のコードである場合)



【特定受給資格者離職理由一覧】

離職理由コード／離職理由	
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め(雇用期間3年以上で雇止め通知がある場合)
22	雇止め(雇用期間3年未満で更新の明示がある場合)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

【特定理由離職者離職理由一覧】

離職理由コード／離職理由	
23	期間満了(雇用期間3年未満で更新の明示がない場合)
33	正当な理由のある自己都合退職(31、32以外)
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月未満)

※ただし、高年齢受給資格者および特例受給資格者は対象となりません。

平成28年3月31日以降に非自発的な失業(解雇など)により町の国民健康保険に加入された人で一定の条件を満たす場合、申請により国民健康保険税の軽減措置が適用されます。

■軽減額

国民健康保険税の算定は、非自発的失業者の給与所得を100分の30とみなして計算します。

また、高額療養費などの自己負担限度額の区分判定についても、給与所得を100分の30として算定します。

■申請方法

随時、健康保険課の窓口で申請を受け付けます。

◇申請に必要なもの

- ・ すでに町の国民健康保険に加入されている人

- ①印鑑
- ②雇用保険受給資格者証
- ・ 新たに町の国民健康保険に加入される人

- ①印鑑
- ②雇用保険受給資格者証
- ③会社の健康保険資格喪失証明書や退職証明書など、退職日が確認できる書類

■軽減期間

国民健康保険税の軽減期間は次のとおりです。

離職年月日	軽減対象期間
平成28年3月31日～平成29年3月30日	平成30年3月末まで(28・29年度)

高額療養費所得区分などに適用される期間は次のとおりです。

離職年月日	軽減対象期間
平成28年3月31日～平成29年3月30日	平成30年7月末まで

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど町の国民健康保険を脱退すると終了します。

なお、平成27年3月31日～平成28年3月30日の間に離職された人は、国民健康保険税の軽減対象期間が平成28年度までありますが、以前に軽減申請されていたれば再度の申請は必要ありません。

【平成28年度の介護保険料について】

65歳以上の人の介護保険料の額は、3年ごとに見直されます。平成27～29年度の3年間に町で必要となる介護保険給付額から算出した※1「基準額」をもとに、その人の前年の所得内容と世帯の課税状況に応じて決定します。（今年度の保険料の改定はありません）

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※1 基準額の算出方法

町で必要な介護サービスの総費用は、2分の1を国・県・町が負担し、残る2分の1を第1号被保険者保険料(65歳以上の人)と第2号被保険者保険料(40～64歳の人)が負担します。

田布施町で必要な 介護サービスの 総費用	×	65歳以上の人の 負担分 約22%	÷	田布施町に住む 65歳以上の人数	=	保険料の基準額 56,800円（年額）
----------------------------	---	----------------------	---	---------------------	---	------------------------

▼平成28年度 所得段階別保険料

課税状況		所得段階	対象者	保険料年額
本人	世帯			
住民税非課税	全員が住民税非課税	1段階	生活保護、※2老齢福祉年金を受給している	25,560円 (基準額×0.45)
			年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	
		2段階	年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超え120万円以下	42,600円 (基準額×0.75)
		3段階	年金収入額と合計所得金額の合計金額が120万円を超える	
	課税者あり	4段階	年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	51,120円 (基準額×0.9)
		5段階	年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超える	56,800円 (基準額)
住民税課税		6段階	合計所得金額が120万円未満	68,160円 (基準額×1.2)
		7段階	合計所得金額が120万円以上190万円未満	73,840円 (基準額×1.3)
		8段階	合計所得金額が190万円以上290万円未満	85,200円 (基準額×1.5)
		9段階	合計所得金額が290万円以上	96,560円 (基準額×1.7)

※2 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人または大正5年4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金

【 介護保険料の納付方法について 】

納付方法は、特別徴収（年金天引き）と普通徴収（納付書払いや口座振替）の2通りがあります。
介護保険料は、年金の受給額などによって納付方法が介護保険法で定められているため、納付方法を個人でお選びいただくことはできません。

◇年金の支給額が 18 万円以上の人（特別徴収）

保険料の年額を6期に分けた金額が、年金の支払い時に差し引かれます。

ただし、次に該当する人を除きます。

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ①年度途中で 65 歳になられた人（一定期間のみ） | ④年金受給権を担保にされている人 |
| ②年度途中で転入された人（一定期間のみ） | ⑤年度途中で基礎年金番号を変更された人 |
| ③年度途中で所得段階区分が変更（減額）になられた人 | ⑥老齢福祉年金のみ受給されている人 |

◇上記（年金天引き）以外の人（普通徴収）

町から送付する納付書や指定口座からの口座振替により納めていただきます。

なお、特別徴収に該当する場合でも、年度の途中で 65 歳になられた人や他市町より田布施町へ転入された人は、次の「年金天引き開始月」まで普通徴収により保険料を納めていただくことになります。

65 歳到達または転入の日	年金天引き開始月
4 月 2 日～ 10 月 1 日の場合	翌年 4 月から
10 月 2 日～翌年 4 月 1 日の場合	翌年 10 月から

【例】

資格取得年月日	異動事由	年金天引き開始月
平成 28 年 7 月 10 日	・ 年齢が 65 歳になられた ・ 他市町より田布施町へ転入された	平成 29 年 4 月から
平成 29 年 3 月 20 日		平成 29 年 10 月から

※代理人による相談の場合は委任状および代理人本人の確認ができるものをご持参ください。

◇申込み先
徳山年金事務所
☎ 0834・31・2152

※役場での予約はできません。

◇日時 7 月 21 日（木）
午前 10 時～午後 4 時
（正午～午後 1 時を除く）

◇場所 田布施町役場保健室

◇持参品 基礎年金番号の分かるもの（年金手帳・年金証書など）、相談者本人の確認ができるもの（運転免許証など）

年金相談を実施します。お気軽にご利用ください。年金相談会は完全予約制となっておりますので、希望される人は徳山年金事務所へご予約をお願いいたします。

徳山年金事務所
年金相談
問 徳山年金事務所
☎ 0834・31・2152

【後期高齢者医療保険料が改定されました】

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに保険料の見直しを行っています。このたび、平成28年度・平成29年度の保険料を改定することになりました。後期高齢者医療保険料の改定は次のとおりです。また、法改正により均等割額の軽減の対象範囲が拡大されます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

《保険料額》

【所得割額】 (平成27年中の所得－基礎控除33万円) × 10.52% 所得割率（県内均一）	+	【均等割額】 52,390円 (県内均一)	=	年間保険料額
				※保険料の上限は57万円です。

《均等割額の軽減の対象範囲が拡大》

◇5割軽減

33万円＋（26万円×被保険者数）以下
⇒33万円＋（**26.5万円**×被保険者数）以下

◇2割軽減

33万円＋（47万円×被保険者数）以下
⇒33万円＋（**48万円**×被保険者数）以下

■所得の低い世帯については、国民健康保険税と同様の軽減措置に加え、以下の軽減措置を行います。

①世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の※所得金額の合計額が33万円以下の人

⇒均等割額が8.5割軽減となります

※この場合の所得金額とは、基礎控除はせず65歳以上で公的年金控除を受けている人は最大15万円を控除したものです。

②①の人のうち、世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」が、年金収入80万円以下で他の所得がない場合

⇒均等割額が9割軽減となります

③後期高齢者医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者（国民健康保険組合を除く）」であった人

⇒均等割額が9割軽減となります

④年金収入が153万円以上211万円以下（給与収入などがある場合でも、総所得金額が91万円以下であれば対象となる）の人

⇒所得割額が5割軽減となります

(注)均等割額は、重複して軽減を受けることはできません。

【後期高齢者医療保険制度には、減免制度があります】

災害などの理由で一定の基準に該当し、必要と認められた場合は、申請により保険料が減免されることがあります。詳細は、健康保険課賦課徴収係までお問い合わせください。

7月中旬に平成28年度の『国民健康保険税』『介護保険料』『後期高齢者医療保険料』の納税（付）通知書を、納税（付）義務者に送付します。

各保険税（料）お支払い方法については次のとおりです。

■納付書または口座振替でのお支払いの場合

年額を7月から翌年2月までの8期に分け、納付書または口座振替により納付

■年金から天引きでのお支払いの場合

年額を4月・6月・8月・10月・12月・翌2月の6期に分け、年金から天引きで納付

■納付書または口座振替と年金からの天引きの両方でお支払いとなる場合

- 7月・8月・9月を納付書または口座振替により納付していただき、残りの額を10月・12月・翌2月の3期に分け、年金から天引きで納付
- 4月・6月・8月に年金から天引きで納付していただき、残りの額を9月から翌2月までの6期に分け、納付書または口座振替により納付

以下の条件にすべて該当する場合は、申請により国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の納付方法を年金天引きから口座振替に変更することができます。変更をご希望の場合は、健康保険課賦課徴収係で申請を行ってください（7月29日（金）までに手続きをされると10月の年金天引きを中止し、第3期（平成28年9月30日）分から口座振替へ変更することが可能です）。

【納付方法の変更が可能となる条件】

- ・保険税（料）を直近2年間滞納なく確実に納付していること（やむを得ないと判断できる特別な事情がある場合を除く）
- ・金融機関で口座振替の申し込みを行っていること
- ・国保加入以前、被用者保険の被保険者であった人などこれまで保険料を源泉徴収されていた人ではないこと

※口座振替に変更した場合、所得税などの社会保険料控除は口座振替により支払った人に適用されます。

※介護保険料の納付方法は変更することができません。

7月1日から平成28年度国民年金保険料の
免除申請を受け付けます

問健康保険課 保険年金係
☎52・5809

国民年金には経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人・配偶者・世帯主の前年所得に応じて保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

は反映されません。10年以内であれば免除・猶予された保険料をあとから納めること（追納）ができ、受給額を増やすことができます。

平成28年度（平成28年7月～平成29年6月分）の免除や猶予を希望される人は、町役場健康保険課（⑥番窓口）または徳山年金事務所（7月1日から申請ができます。ただし、平成28年6月まで全額免除、若年者納付猶予の承認を受けていた人で、申請時に継続審査を希望された人は改めて申請する必要があります）。

また、申請月から2年1カ月以内に未納の期間があれば、遡って免除・猶予の申請ができます。過去の申請は随時受け付けていますので、保険料を未納のまま放置せず、お早めに手続きをしてください。詳細は、徳山年金事務所にお問い合わせください。

◇問合せ先

・健康保険課 保険年金係

☎52・5809

・日本年金機構徳山年金事務所

☎0834・31・2152

なお、保険料の納付猶予の期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、年金額に

特定健康診査のご案内

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査を実施します。

メタボリックシンドロームは、糖尿病・脳卒中・心臓病といった生活習慣病との関わりが深く、早期発見や予防が重要とされています。

特定健康診査は自覚症状が現れにくい生活習慣病の発見や健康チェックになるほか、毎年受診することでご自身の健康管理に役立ちますのでぜひご利用ください。

今まで受診をされたことがない人も、これを機会にぜひ受診してみてください。

■ 特定健康診査

◇ 対象者

田布施町国民健康保険の加入者で40歳～74歳の人(対象となる人には5月下旬に「特定健康診査受診券」と「質問票」を送付しています)

※町が実施する「外来人間ドック 助成事業」を利用される場合は、特定健康診査を受診することはできません。

※被用者保険(全国健康保険協会 管掌健康保険・健康保険組合・共済組合など)の加入者およびその被扶養者は、加入されている保険者から健診方法などについて通知される予定です。

※生活保護の受給者で受診を希望される場合は、保健センター(☎ 52-4999)にご連絡ください。

◇ 受診料(自己負担金)

1000円(ただし、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・74歳の人は500円)

※受診料は「特定健康診査受診券」に記載しています。

◇ 受診方法

平成29年1月31日(火)までに、郡内の実施医療機関で受診してください(医療機関によっては

予約が必要となりますので、事前にご確認ください)。

受診の際は、「特定健康診査受診券(びわ色)」、「質問票」、「国民健康保険被保険者証」を必ず医療機関の窓口に提示してください。

◇ 受診結果

受診された月の約2カ月後に、個別に通知します。

◇ 集団検診

9月25日(日)に麻郷公民館で「特定健康診査」と「がん健診」を同時実施します。平日に都合がつかない人などはこの機会にぜひご利用ください。集団健診を希望される人は、受診券送付時に同封している申込書を健康保険課に提出してください。受診定員は60人です。定員になり次第申し込みを締め切ります。検査日当日の申し込みはできません。

■ 特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された人を対象に、無料で保健師・管理栄養士がアドバイスを行い、生活習慣を見直すサポートをします。※対象者には個別に通知します。

健康診査のご案内

後期高齢者医療に加入している人は、ご自身の健康管理のために山口県後期高齢者医療広域連合が実施する「健康診査」を受診しましょう。

◇ 対象者

後期高齢者医療の加入者(75歳以上の人、65歳～74歳の人で一定の障がいがあり認定を受けた人)。対象者には、5月下旬に「健康診査受診券」と「質問票」を送付しています。

◇ 受診料(自己負担金)

受診の際には、医療機関の窓口で受診料500円が必要となります。

◇ 受診方法

原則として、平成29年3月31日(金)までに、実施医療機関で受診してください(医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください)。

受診の際は、「健康診査受診券(水色)」、「質問票」、「後期高齢者医療被保険者証」を必ず医療機関の窓口に表示してください。

◇ 受診結果

受診された医療機関で説明を受けてください。

【平成28年度 介護保険制度について】

特定入所者介護（予防）サービス費【負担限度額認定】について

次の要件に該当する人が介護保険施設などを利用する場合は、申請により食費と居住費の負担軽減を受けることができます。

【対象施設】

介護老人福祉施設＜特別養護老人ホーム＞、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、（介護予防）短期入所生活介護＜ショートステイ＞、（介護予防）短期入所療養介護＜医療型ショートステイ＞
※認知症対応型共同生活介護＜グループホーム＞、特定施設入居者生活介護＜有料老人ホーム・ケアハウス＞は、対象になりません。

【認定要件】

預貯金や有価証券などの資産の合計が、単身の場合 1,000 万円以下、夫婦の場合 2,000 万円以下で、なおかつ、次の①～③のいずれかに該当する人

- ①世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が住民税非課税で、
老齢福祉年金受給者または生活保護受給者〔第1段階〕
- ②世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が住民税非課税で、
年間の合計所得金額と年金収入額※の合計が 80 万円以下の人〔第2段階〕
- ③世帯全員（世帯分離をしている配偶者を含む）が住民税非課税で、
年間の合計所得金額と年金収入額※の合計が 80 万円以上の人〔第3段階〕

※平成 28 年 8 月から年金収入額に非課税年金（遺族年金、障害年金）の収入額が含まれることになります。

【負担限度額（1日あたり）】

利用者 負担段階	居住費などの負担限度額				食費の 負担限度額
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円
第2段階	820 円	490 円	490 円 (420 円)	370 円	390 円
第3段階	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	650 円
基準費用額	1,970 円	1,640 円	1,640 円 (1,150 円)	370 円 (840 円)	1,380 円

※基準費用額は、施設における平均的な費用を勘案して国が定めた費用額です。

※（ ）内は、介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額です。

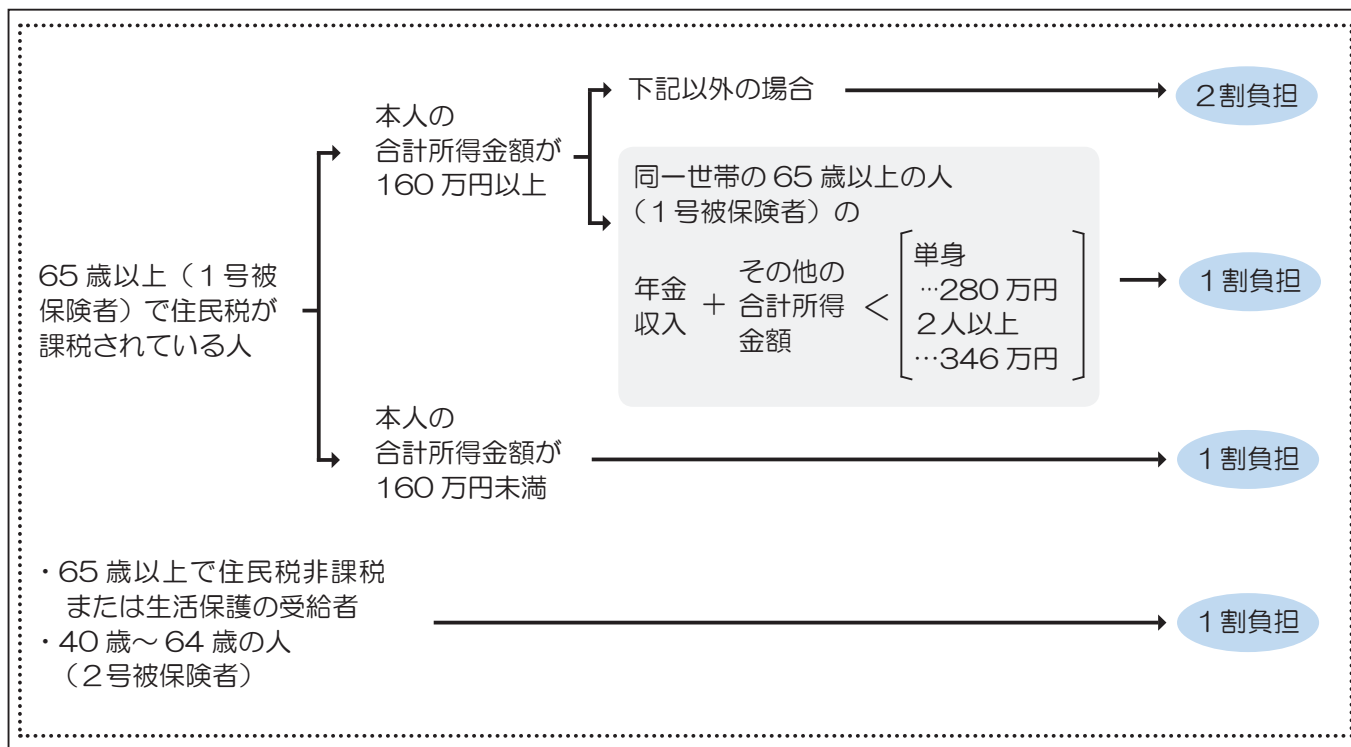
※課税世帯特例減額措置の対象者は第3段階が適用されます。対象となる要件など、詳細は介護保険係
にお問い合わせください。

介護保険負担割合証について

平成 27 年 8 月から、第 1 号被保険者のうち一定以上の所得がある人は、介護サービスの利用者負担が 2 割になります。

現在お使いの負担割合証の有効期限は 7 月末です。8 月以降に使用する負担割合証は、7 月中に送付します。介護サービスを利用するときは、『介護保険被保険者証』と一緒に『介護保険負担割合証』をサービス提供事業者に提示してください。

【利用者負担割合の判定基準】



基本チェックリストを
提出してください

介護や支援が必要になるおそれがある高齢者を早期に見つけるため、健康および日常生活の動作などの状態を判定する「基本チェックリスト」を対象者に郵送しますので、ご記入の上、提出してください。

※基本チェックリストは、深く考えずに主観に基づき回答してください。

◇対象者
5月1日現在で、介護保険の要支援・要介護認定を受けていない70歳以上の人（二次予防事業利用者を除く）

◇提出期限 7月15日（金）

◇提出方法
各公民館（城南・西田布施・東田布施・麻郷・麻里府）、麻郷福祉会館、町役場健康保険課に設置されている「回収箱」に投入する

介護サービスの
苦情・相談

「困った」「納得がいかない」「不正な介護サービスが行われている」など、お気軽にご相談ください。

介護サービスに関する不満や苦情・トラブルがある場合は、ケアマネジャーや事業所、または町介護保険係窓口にご相談ください。

それでも改善されない場合は、山口県国民健康保険団体連合会の介護サービス苦情相談窓口をご利用ください。
※秘密は厳守します。

◇受付時間

午前9時～午後5時
（土日・祝日を除く）

◇相談窓口

山口県国民健康保険団体連合会
介護サービス苦情相談窓口
☎ 083・995・1010

農地を農地以外にする場合には

『農地法による手続き』が必要です

☎ 田布施町農業委員会（経済課内） ☎ 52-5805

■農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的としています。

■農地転用をする場合

農地法による手続きが必要です。まずは農業委員会事務局にご相談ください。

※農地転用した場合、転用した面積に係る固定資産税の課税額が変わります。詳細は、税務課資産税係へお問い合わせください。

■無断転用した場合の罰則

許可なく転用した場合や、許可を受けたとおりに転用しなかった場合は罰則があります。

■農地法が改正されました

農業委員会では、法律に基づき町内の農地の利用状況調査を行います。6～8月に町内を巡回し、目視で利用状況を確認します。

荒廃農地については農業委員会が所有者に利用の意向を確認します。その意向の通りに実行されていない場合、該当する荒廃農地に係る固定資産税が上がる場合があります。

制度の概要

許可が必要な場合	農地の所有者による農地転用	農地転用のため売買などを行う
農地法	第4条	第5条
許可申請者	転用を行う人（農地所有者）	売主（農地所有者）と買主（転用事業者）
許可手続き	●転用面積が4 ha 以下の場合、農業委員会を経由して県知事（許可権者）へ許可申請書を提出 ●転用面積が4 ha を超える場合、県知事を経由して農林水産大臣（許可権者）へ許可申請書を提出	

プール開きは7月21日（木）です。

田布施町スポーツセンター内
プールを次のとおり一般開放
します。

◇期間

7月21日（木）～8月24日（水）

※プールの屋根の改修工事が
昨年完成しましたので、天候
に左右されにくくなりました
が、台風来襲時やPM2.5
警報および雷警報発令時点で
は使用中止となります。また、
雨などによる水温低下（22℃
以下）の場合も使用中止とな
ります。

◇休館日

・毎週月曜日

・7月26日（火）・27日（水）

町内小学生水泳記録会のため
※その他、一般開放を中止する
場合は前日までにプール入口
に掲示します。



◇使用定員（1時間あたり）

・25mプール 100人

・幼児プール 30人

◇開放時間

午前10時～午後5時

※プール内での混雑および事故
を防止するため、開放時間を
次のとおり制限します。

午前10時～午前10時50分

午前11時～午前11時50分

午後1時～午後1時50分

午後2時～午後2時50分

午後3時～午後3時50分

午後4時～午後4時50分

また、正午～午後1時までは
屋休みのため使用できません。

料金表（1時間あたり）

・高校生以上 160円
（町外該当者 320円）
・中学生以下 80円
（町外該当者 160円）

※使用中止となった場合
・開放時間の25分以内は
1時間分の料金を返金
・開放時間の25分以上は
1時間分の料金を徴収

転用許可の基準

立地基準

農地区分	許可の方針
農用地 区域内農地	原則不許可
第1種 農地	原則不許可
第2種 農地	第3種農地に立地困難な 場合などに許可
第3種 農地	原則許可

一般基準(主なもの)

事業 実施性の 確実性	●資金力と信用があるか ●転用の妨げとなる権利を有する人の同意があるか ●遅滞なく転用されるか ●他法令による許認可が得られる見込みがあるか
被害 防除	●土砂の流失・崩壊など災害を発生させる 心配がないか ●周辺の営農条件に支障がないか
一時 転用	●一時転用後、耕作されることが確実か ●所有権移転以外の権利設定か

●詳細は、農業委員会事務局または各地区の農業委員へお問い合わせください。

氏 名	電話番号	担当地区名	氏 名	電話番号	担当地区名
時永順吉	52-3440	宿井 吉井 葛岡	木本睦博	52-0570	長合 木地 平田 上ゲ 御蔵戸
國永 保	52-1886	城南 石の口 瓜迫	小野孝子	52-4029	八和田 大波野中 大波野上 郷東 市明
國安和夫	52-1801	西山 川西 大田	久光博明	52-2454	竹重 三宅 尾迫 助政 蓮輪 中央南
野坂敬子	52-4778	竹尾 中西 真殿 大國木	驛重寛和	52-4631	新川 旭 高塔 八海 鳥越
福本卓雄	52-6288	西田布施 定井手 瀬戸	岡本幾秀	52-1282	奈良 井神 地家 戒ヶ下 浜城
小坂竜一	090-9737-2016	名倉 石迫 矢蔵 長田	柿内博文	55-6353	尾津東 尾津中 尾津西 中郷 上組
西本篤史	52-3855	天神 本町 祇園 波野市 寿			
山本健司	52-3964	土井の内 塩坪 砂田 新町 由免			



プール監視員の募集

◇募集定員 10人程度
(男女各5人程度の予定)

◇対象者

・高校生以上で泳げる人、元氣な人、大人歓迎

・10日以上勤務可能な人

◇賃金 時給770円

◇勤務日数

20日程度(4人1組で勤務)

◇勤務期間・勤務時間

7月21日(木)～8月24日(水)

(休館日・水泳の大会日・臨時休館日などを除く)

午前9時30分～午後5時30分

◇申込期間

6月17日(金)～7月3日(日)

午前8時30分～午後5時

(月曜日などの休館日は除く)

※電話での申し込みは出来ません。

※履歴書(写真添付)を持参してください。面接を行い決定

します。

◇申込み・問合せ先

田布施町スポーツセンター

☎52-3832



幼児・小学生水泳教室

◇対象者 (町内在住者に限る)

・幼児(平成22年4月2日～平成24年4月1日に生まれた人)

・小学生

◇開催日 7月20日(水)～23日(土)・7月26日(火)～

29日(金)の計8日間

※気候などにより日程変更または中止となる場合があります。

◇開講時間

・幼児 午後6時～午後7時

・小学生 午後7時～午後8時

◇定員

・幼児 20人程度

・小学生 30人程度

◇参加費 4500円

※後日連絡の上、徴収します。

◇申込方法 社会教育課に備え

付けの申込書に必要事項を記入の上、申し込む

◇申込期間 6月13日(月)～

7月1日(金)の平日

午前8時30分～午後5時15分

(定員になり次第、受付終了)

◇共催 田布施町教育委員会

◇申込み・問合せ先

田布施町スポーツクラブ事務局

(社会教育課内)

☎52-5813





「歯」の健康を考えよう

問保健センター ☎ 52-4999

私たちの健康は、言うまでもなく食べることによって支えられています。食べるためになくてはならない器官が「歯」です。日本人の平均寿命が伸びる一方で「歯」の寿命が伴っていないのが現状です。

◆成人の80%が歯周病

歯を失う原因の多くは「歯周病」と「むし歯」だといわれています。特に日本人が歯周病にかかっている率を年齢別にみると、歯ぐきに炎症がみられる人のピークは50歳前後で約85%にも及びます。また、若年層では5～14歳の約33%、15～24歳の約70%で歯ぐきに炎症がみられます。このことから歯周病は決して中高年層の病気ではなく、若いうちからの予防が大切であることがいえます。

◆歯周病が及ぼす影響

歯周病は単なる口の病気ではありません。たとえば、糖尿病の人は歯周病になっている人が多く、また歯周病が治りにくいという報告があります。また、心臓病、肺炎、低体重児出産、骨粗しょう症などと歯周病の関連も指摘されています。つまり、歯の健康を保つことが全身の健康を保つことにつながります。



◆歯周病度のチェック

次の質問にあてはまる項目をチェックしてみてください。1～2項目あてはまると歯周病の可能性あります。また、3～5項目なら歯周病が進行している恐れがありますので、歯科医院を受診してください。

- ☐ 歯ぐきに赤くはれた部分がある。
- ☐ 口臭がなんとなく気になる。
- ☐ 歯ぐきがやせてきた。
- ☐ 歯と歯の間にもものがつまりやすい。
- ☐ 歯をみがいたあと、歯ブラシに血がついたり、すすいだ水に血が混じることがある。
- ☐ 歯と歯の間の歯ぐきが、鋭角的な三角形ではなく、オムズビ形になっている部分がある。
- ☐ ときどき、歯が浮いたような感じがする。
- ☐ 指でさわってみて、すこしグラつく歯がある。
- ☐ 歯ぐきからウミが出たことがある。

◆健康な歯を保つために

基本は毎日の歯みがきです。そして、年に1～2回は歯科健診に行くことが大切です。町では、毎年4月1日現在で40歳・50歳・60歳・70歳の人を対象に歯科健診の助成を行っていますので、該当される人はぜひ受診をしてください。

※7月の健康まるごと講座は「歯」からはじまる健康づくりです。興味のある人はご参加ください。

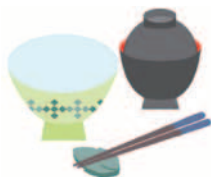
参考：8020推進財団ホームページ

- ① 長芋は、皮をむいてすりおろす。
- ② 鍋に分量の水を入れ、寒天をとき入れ中火で溶かし、さらに2分煮る。
- ③ ②の中にすりおろした長芋を入れ、あら熱を取り器に入れ固める。
- ④ めんつゆを好みによりかける。

作り方

長芋
粉寒天
めんつゆ(三倍)
水

130g
(1袋)3g
少々
350ml



1人分の栄養価
エネルギー…22.6kcal
たんぱく質…0.73g 脂質…0.1g
塩分…0.1g

材料(4人分)

食物繊維の一種で、長芋独特のぬめり成分である「ムチン」は、細胞を活性化させる働きがあり、新陳代謝が促進され、老化の予防、肌荒れ、疲労回復などの効果があります。

★長芋の寒天寄せ★

食生活改善推進協議会

いただきます



4/29 スポーツで自分の力を伸ばします

スポーツ少年団結団式が、スポーツセンターの第二体育館で行われました。

今年は、団員約230人(全11団)が一堂に会し、代表の野村美怜さん(田布施町柔道スポーツ少年団)が、団員誓いの言葉をしっかりとした口調で述べ、スポーツ少年団の今後の発展を誓いました。



5/22 「おいでえ」で新しいイベントを開催！

お試し暮らし住宅「おいでえ」で、フリーマーケットとワークショップが行われました。

出店では、可愛いデザインの小物やお菓子、小さな鉢に植えられた植物などが並んでいました。来場者はひとつひとつの商品をじっくりと見て、出店者と商品について話していました。また、多くの子どもたちが簡単にできるテラリウム風リメイク瓶の制作に挑戦していました。

次回は7月31日(日)に開催予定です。



5/28 ホタルまつり、盛り上がりました

城南小学校グラウンドで、第22回たぶせ・城南ホタルまつりが行われました。

今年も会場には祭り開始時間前から多くの人々が来ており、開会后、出店の前には焼きそばやわたがしを目当てに長蛇の列ができていました。

また、ステージでは山城太鼓やアルプホルンの演奏をはじめ、マウンテンマウスのライブなどがあり、来場者はベンチや石段に腰かけ、音楽に耳を傾けていました。





何気なく食べているご飯や、楽しみにしている晩酌のお酒を福本さんの熱い思いを思い浮かべながら口にすると、さらにおいしく感じられそうです。



No.284

楽農(楽しい農業)の現在

瀬戸自治会 福本 卓雄

放棄地に稲穂がなびく光景を見た時の感動は忘れることができません。

平成24年に認定農業者として登録させていただき、当初から、
①完全無農薬で有機栽培を目指す。
②周辺の耕作放棄地を回復する。
という目標を掲げました。
放棄地の地主さんは、例外なく喜んで貸してくださいましたが、耕作面積を増やすことは、国の「減反政策」と真っ向からぶつかることになり、困りましたが、離農が増えていること、「環境保全」という別の視点から何とか可能になりました。

平成14年に西田布施の実家に帰り、勤めながら約1町歩の水田を耕作してきましたが、平成22年、定年を期に時間的余裕が出来たので、無農薬の稲作に楽しみながら取り組もうと考えました。
その理由のひとつは、弟が農業アレルギーであったことにより、まず。勤めで忙しいため農薬を使わなかったお米を、「兄ちゃんのお米は食べられる」と喜んで食べてくれたことです。もう一つの理由は、近所に完全無農薬で立派に稲作をしている百姓木村さん（弟の同級生）がいたことです。

平成26年に、周辺の耕作放棄地約6町歩を元の水田に返すことができましたが、セイタカアワダチソウと茅で覆われ、タヌキやイノシシの栖であった放棄地に稲穂がなびく光景を見た時の感動は忘れることができません。

放棄地を水田に戻すことは、かなり骨のおれる作業です。水源の確保と水路の復旧がまず大変で、あらゆる雑草の種がある放棄地を水田にすることはさらに困難で、最低3年はかかります。しかしその反面、10年以上放棄されていた土地は農薬も除草剤もかかっていない上、腐葉土が積み重なり微生物やミミズの棲む文字通り宝の山でした。その証拠に、この放棄地で栽培した酒米山田錦で醸した五橋さん（酒井酒造）の純米大吟醸酒が、市販酒では最も権威があると言われているSAKEコンペティションのフリースタイル部門で日本一となったのです。

平成27年、全ほ場で有機JASの認証を受けました。なぜ有機JASを取得することにしたかについては、いくつか理由があります。全国の有機農業の先達と交流しな

がらやってきましたので、自然そういう方向になったという側面もありますが、最も厳しい有機JASの認定を受けて、農産物を堂々と世界に出したいという気持ちが一番です。

農水省の2011年の資料によると、日本の有機農業の栽培面積は全耕地面積0.4%で、世界各国の有機栽培のシェアと比較しても最低レベルです。『イタリア(8.6%)ドイツ(6.1%)イギリス(4.0%)フランス(3.6%)カナダ(1.2%)米国(0.6%)韓国(1.0%)中国(0.4%)』

今後、遺伝子組み換え農産物や強い農薬が増えることに比例して、農薬も化成肥料も使用不可、遺伝子組み換えも不可である有機農産物に対する需要は、増加していくことは確実です。事実大手スーパーも有機農産物を取り扱うようになって、引き合いも活発になっていきます。

小さな町の小さな農園ですが、安全・安心・美味しいをモットーに、有機栽培のお米作りを続けていきたいと思っています。

右上ロゴ：生涯学習のマスコット「マナビイ」

デザイン：右ノ森章太郎

ピッチピッチ チャップチャップ
ランランラン

田布施中学校 校長

岡室 真文

四季折々の豊かな自然に恵まれた田布施町。新緑が濃さを増し、力強さも感じる木々の緑が季節の雨に洗われる日々です。この季節に思わず口ずさむ童話『あめふり』は、1925年(大正14年)に、北原白秋作詞、中山晋平作曲により、雑誌『コドモノクニ』で世に出たそうです。

あめあめ ふれふれ かあさんが
じゃのめで おむかい うれしいな
ピッチピッチ チャップチャップ
ランランラン

かけましょ かばんを かあさんの
あとから ゆこゆこ かねがなる
ピッチピッチ チャップチャップ
ランランラン

あらあら あのかは ずぶぬれた
やなぎの ねかたで ないている
ピッチピッチ チャップチャップ
ランランラン

かあさん ぼくのを かしましよか
きみきみ このかさ さしたまえ
ピッチピッチ チャップチャップ
ランランラン

あめふりの日に「かあさん」が迎えてくれた喜びや、ずぶぬれになっている友だちへ「ぼく」の傘を貸してあげる思いやり、そしてそのことで「かあさん」と同じ傘に入れる大きな喜びが表現されています。短い詩から、温もりのある一つのアニメーションが目に浮かんできます。

『ピッチピッチ チャップチャップ ランランラン』と「ぼく」のように季節を楽しみたいと思います。

雨の日にもう一つ。

道路を歩いていると前から来た車がスピードを落として、ゆっくりと通り過ぎていきました。もちろん、道路にたまっている水が歩行者に飛び散らないようにとの心配りからです。親子で歩いているときに、このような経験ができれば、ドライバーの心配りをぜひ子どもに話したいものです。日ごろ、わたしたちは互いに支えられながら生活しています。生活の中にある『プラスの人権感覚』に気づき、伝えることは心豊かな世の中をつくっていくことに繋がります。

No.177

サークルスケッチ

田布施ダンススポーツ

■講師 谷村 ツタ子

■日時・場所

・毎週火曜日 午後1時30分～午後3時30分

中央公民館

・毎週金曜日 午後7時30分～午後9時30分

東田布施公民館

■代表者 杉谷 信二

■問合せ先 ☎52-4422



私達のダンスサークルは生涯

教育の一環として、健康管理、人間関係、高齢者のボケ防止を目的に活動しており、競技会参加が目的の人には個人レッスンもしています。

私たちの団体は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟(本部・東京)の下部組織・山口県ダンススポーツ連盟で、現在会員数約500人です。

毎年4月・10月に全国大会を開催しています。また会員の親睦パーティーを1回開催しています。

昨年山口県は「ねんりんピック」の開催県となり、私達は光市でダンススポーツ全国大会を開催しました。ダンススポーツはスタンダードとラテンがあり、スタンダードはワルツ・タンゴ・フォックストロット・クイックステップ・ヴィーニーズワルツの5種目、ラテンはチャチャ・ルンバ・サンバ・パソドブレ・ジャイブの5種目で競技を行います。その他パーティーではマンボ・ジルバー・ブルースなども踊ります。



▲ 田布施ダンススポーツのみなさん

◀ 踊る姿がとても美しいです

田布施サークルは、毎週2回火曜日と金曜日に活動しています。また、毎年2回親睦ダンスパーティーも行っています。外のサークルとの交流と日頃の練習の成果・活動内容に参加者に見ていただきます。

ダンススポーツ界は、高齢化が進み年々会員が減少しています。新規会員を待っています。



子育て支援センター

おんとも

問 たびせ保育園 ☎ 53-1012

はいはい

あんよができるまでの赤ちゃん対象

5 日(火) 身体測定・七夕飾り作り
12 日(火) 水遊び
19 日(火) 水遊び
26 日(火) 水遊び

よちよち

あんよが上手にできるH26.4.2以降生まれ対象

7 日(木) 身体測定・七夕飾り作り
14 日(木) プール遊び
21 日(木) おにぎりギョッ!・プール遊び
28 日(木) プール遊び

すくすく

H25.4.2 ~ H26.4.1 生まれの2歳児対象

8 日(金) 身体測定
20 日(水) 調理実習※予約制 10組限定
22 日(金) プール遊び

全員対象

6 日(水) 救急法講座
13 日(水) リトミック・誕生会

施設開放

月~金曜日 8:30 ~ 15:30
(昼休み 12:15 ~ 13:15)
土曜日 8:30 ~ 13:30



- ・水遊び・プール遊びが始まります。水着・タオルの用意をお願いします。
- ・23日(土)は夏祭りの準備のため、支援センターはお休みです。



柳井警察署だより

問 ☎ 23-0110

<http://www.police.pref.yamaguchi.jp/1040/index.htm>

梅雨期の災害に備えて

山口県では6~7月ごろが梅雨の時期にあたります。梅雨時期に備え、次のことに注意して災害から身を守りましょう。

○平素の心がけ

- ・家庭で災害発生時の役割分担、集合場所、避難場所や避難ルートを確認しておきましょう。
- ・非常持出品を準備しておきましょう。

○大雨が降り出したら

- ・テレビ、ラジオ、スマートフォンなどを活用し、最新の気象情報を確認しましょう。

- ・強い雨が長時間降り続くときは、避難の準備をしましょう。
- ・山鳴りや、川の水が濁るなど危険サインを見逃さないようにしましょう。

○避難する際に

- ・水の深さが腰まであるときは、高いところで救助を待ちましょう。
- ・身体の不自由な人、お年寄り、小さなお子さんから目を離さず、安全な誘導を心がけましょう。
- ・運動靴をはき、荷物はリュックサックなどに入れ背中に背負うなど両手が使える状態にしましょう。
- ・警察や市町などの避難指示に従って避難しましょう。



(4/18~5/19受付分)

祇園 藤山照子

*チャイルドシート2台寄付

(義母) 國近アサ子

大田 錢谷忠義

竹重 吉村國勝(母) 睦江

祇園 藤山照子(夫) 和夫

奈良 岩熊孝明(父) 昭雄

尾津東 松原行夫(義母) マサ

大波野上 小野保二(妻) 君子

*香典返し

千草会

*春の展示即売会の売上を

匿名1件

浄泉寺佛教婦人会

*社会福祉事業へ

☎ 53-1103

問 社会福祉協議会

ご芳志

お知らせ

【防災行政無線での緊急情報放送試験】

地震・津波や武力攻撃などの緊急時に、全国瞬時警報システム(J・A・L・E・R・T)で送られてくる国からの緊急情報が、町の防災行政無線から確実に放送されるかどうか、全国一斉試験が行われます。

今回の放送試験は、6月23日(木)の午前10時15分ごろに実施されます。放送内容は緊急地震速報の訓練放送となります。

◇問合せ先 総務企画課総務係
☎ 52・5802

【社会を明るくする運動】

7月は、「社会を明るくする運動」犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」の強調月間です。

法務省主唱の「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のな

い明るい社会を築こうとする全国的な運動です。犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めましょう。また、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えましょう。

◇問合せ先 山口保護観察所
☎ 083・922・1327

【教科書展示会】

平成29年度から使用する中学校用教科書、高等学校低学年用の教科書および本年度使用している小学校・中学校用教科書の見本、文部科学省著作本、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、各教科書目録の展示会を、次のとおり実施します。教育関係者に限らず、どなたでも閲覧できます。

◇日時

6月1日(水)～7月26日(火)
午前9時～午後5時

(図書館の休館日を除く)

◇場所 田布施図書館

◇その他 記入用紙を用意していますので、教科書に対するご意見をお聞かせください。

◇問合せ先 田布施図書館
☎ 52・2288

【住環境衛生推進月間】

6月は住環境衛生推進月間です。住環境衛生に注意して快適な生活をしましょう。

■感染症や食中毒予防のため、衛生害虫の防除を

ねずみやゴキブリなどの生活環境への侵入を防ぎ、駆除に努めましょう。

駆除に当たっては、生息場所を確かめ、掃除や食品、残飯などの管理をしっかりと行つた上で、薬剤を使うなどすると効果的です。

■室内空気汚染予防のため換気をしましょう

気温が高い時期、特に新築改築、改築後の気密性の高い建物は換気に気をつけましょう。

夏期に、建物を長く締め切っていたときは、十分換気をしましょう。窓による換気は、場所が離れた2カ所の窓を開けると効果的です。

◇問合せ先

・柳井保健所
☎ 22・3631
・町民福祉課 環境係
☎ 52・5810

【外国人労働者問題啓発月間】

外国人(特別永住者を除く)労働者の雇入れおよび離職の際には、その氏名・在留資格などについてハローワークへの届出が必要です。

ハローワークでは、この届出に基づき、雇用環境の改善に向けて事業主への助言・指導や離職した外国人への再就職援助を効果的に行います。

また、事業主が外国人雇用状況の届出に当たり在留資格などを確認することにより、不法就労の防止が図られます。

外国人労働者が適切な労働条件および安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、雇用管理の改善に努めてください。

◇問合せ先

・山口労働局職業対策課
☎ 083・995・0383
・柳井公共職業安定所
☎ 22・2661



以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

シロアリ予防・駆除 スズメバチ駆除

防除業45年の実績
お気軽にご相談下さい。



見積無料

アリプロ技研・マシン

田布施町麻郷鳥越251-4 ☎ 52-4641
お急ぎの方 090-8715-3148

全メーカー全車種トータル販売

新車・中古車 150台以上展示中

満足をしていただけるサービスを心がけております



オートプラザ
(株)大島商会

〒742-1514 熊毛郡田布施町別府国道沿
TEL. (0820) 55-5011
FAX. (0820) 55-5085 <http://www.ap-oshima.com>

【スポーツクラブ交流大会】

田布施スポーツクラブ交流大会を開催します。スポーツに関心のある人はぜひご参加ください。

◇日時 7月2日(土)

午前9時30分～午後4時

◇場所 スポーツセンター

◇内容 サッカー・ラージボール卓球・バドミントン・バウ

ンドテニス・水泳・弓道など

◇問合せ先 社会教育課

☎ 52・5813

【あいさポーター研修会】

障がいのある人に対して一緒に手助けをしませんか?誰もが暮らしやすい地域社会を作りましょう。

◇日時 6月25日(土)

午前10時～午前11時30分

◇場所 ほしらんどくだまつ

◇参加料 無料

◇定員 先着40人

◇申込期限 6月20日(月)

◇問合せ先 木原愛子(障がいのある子を持つ親)

☎ 080・6330・4562

E-mail: kiharafamily00@ezweb.ne.jp

相談

【求職者のための出張相談】

◇日時 毎月第2・4木曜日

①午前10時～ ②午前11時～

③正午～

◇場所 柳井市中央公民館

(柳井市柳井3718)

◇内容 パソコンを使って、興味・能力の観点から職業との相性を調べ、その結果をもとにキャリアアカウンセラーと仕事の選択について話し合う

◇対象 15～39歳の求職中の人

◇相談料 無料(要事前予約)

◇申込み・問合せ先

しゅうなん若者サポートステーション

☎ 0834・27・6270

【不妊専門相談会】

◇日時 7月15日(金)

午後3時～午後5時

◇場所 柳井健康福祉センター

2階 クリニック室

◇専門相談担当者

・産婦人科医師 独立行政法人
地域医療機能推進機構 徳山
中央病院 伊藤淳先生

・臨床心理士・生殖心理カウンセラー 今井佳子先生

◇相談内容

不妊に関する相談・不妊治療に関する情報提供・不妊に関する悩みやストレスなど
※秘密は厳守いたします。

◇費用 無料

◇申込期限 7月7日(木)までに電話で予約

◇申込み・問合せ先

柳井健康福祉センター
☎ 22・3631

【子どもの人権110番】

6月27日(月)～7月3日(日)は

「子どもの人権110番」強化週間
山口地方事務局および山口県人権擁護委員連合会では、学校

における「いじめ」や家庭内での児童虐待など、子どもをめぐる様々な問題や悩みについて、「子どもの人権110番」による電話相談を受け付けています。

◇強化期間中の相談時間

・平日

午前8時30分～午後7時

・土日 午前10時～午後5時

◇相談窓口

☎ 0120・007・110

講習・講座

【甲種防火管理新規講習】

◇日時 (2日間の受講が必要)

7月21日(木)・22日(金)

午前9時～午後4時

(21日・午後3時30分まで)

◇場所 光地区消防組合消防本部

◇受講料

4100円(図書代など)

◇受講手続 受講申込書に必要事項を記入し、6カ月以内に

撮影した写真1枚(縦4cm×横3cm)を添付して提出

※開催案内および受講申込書は

光地区消防組合のホームページ

ジ (<http://119.city.hikari.lg.jp>) からダウンロードできます。

◇受付期間

6月13日(月)～7月1日(金)

午前8時30分～午後5時15分

※定員になり次第締め切ります。

(48人程度)

◇申込み・問合せ先

〒743・0011

光市光井6・16・1

光地区消防組合消防本部

予防課指導係

☎ 0833・74・5602

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築・リフォーム



塩谷建築

☎ 55-5715

熊毛郡田布施町別府1667

■ E-mail shioken1@clear.ocn.ne.jp

■ URL <http://shiotanikentiku.ec-net.jp/>

お近くでもお気軽にご利用下さい

原田タクシー(有)

0820

52-2536・52-2062

熊毛郡田布施町波野(田布施駅前)

【いきいき講座（第2回）】

認知症について、みんなで勉強してみませんか。
※「たぶせ健康マイレージ」の対象講座です。

◇日時 7月21日（木）
午後1時30分～午後3時30分

◇場所 高齢者いきいき館

◇内容

認知症の病態・症状・治療について

◇講師

町保健師・地域包括支援センター職員

◇参加料 無料

◇申込期限 7月14日（木）

◇申込み・問合せ先

保健センター

☎52・4999

【健康まるごと講座（第2回）】

歯と口は、「話す」「食べる」「表情を豊かにする」など元気で楽しい生活を送るための大切な機能を持っています。また、歯と口の健康は全身の健康と深く関係し、元気のみなもとです。講座に参加していつまでも元気な

歯と口を維持しませんか。
※「たぶせ健康マイレージ」の対象講座です。

◇日時

7月29日（金）

午後1時30分～午後3時

◇場所 高齢者いきいき館

◇内容

「歯」から始まる健康づくり

◇講師

歯科衛生士・町保健師

◇参加料 無料

◇申込期限 7月28日（木）

◇申込み・問合せ先

保健センター

☎52・4999

【ちびっこ広場特別講座】

子どもの成長発達を知って、上手に育児中のストレスと向き合う方法について知ることができると良いですね。自分自身の心を軽くするため、周りの大切な家族や友人をサポートするために参加してみませんか。
※子守りをしますのでお子さんと一緒に参加できます。

◇日時 7月20日（水）

午前10時～正午

（受付：午前9時30分～）

◇場所 西田布施公民館大集会室

◇内容

子育て中のメンタルヘルス

◇講師 臨床心理士 林俊美先生

◇参加費 無料

◇申込期限 7月13日（水）

◇申込み・問合せ先

保健センター

☎52・4999

【普通救命講習Ⅰ（3時間）】

◇日時 7月24日（日）

午前9時～正午

（受付：午前8時30分～）

◇場所 西田布施公民館

◇内容 成人の心肺蘇生法・AEDの操作など

※動きやすい服装でお越しください。

◇定員 20人（無料）

◇申込方法

消防署へ備え付けの申込書

（FAX可）またはホームページ

（<http://119.city.hikari.lg.jp/info/kyuukyuu.htm>）から申し込む

◇申込み・問合せ先

光地区消防組合消防本部警防課

☎0833・74・5603

FAX0833・74・5611

【赤十字救急法基礎講習会】

日常生活における事故防止や、思わぬ事故・災害でけがをした人や急病の人に対する救命手当・応急手当の方法などについて講習会を開催します。

【周南市会場】

・日時

7月29日（金）～31日（日）

午前9時～午後5時

・場所

新南陽ふれあいセンター

・申込期限 7月1日（金）

【岩国市会場】

・日時

8月5日（金）～7日（日）

午前9時～午後5時

・場所

岩国市役所

・申込期限 7月22日（金）

・受講資格

満15歳以上の人

◇受講料

教材費 3200円

◇募集人数

各会場30人



以下は広告スペースです。「広報たぶせ」の内容とは関係ありません。

水漏れトラブル

上水道浄化槽設置工事

システムキッチン

洗面所

トイレ

リフォーム工事

給湯器交換工事

見積無料

田布施町水道局指定工事店

しまはら補修

TEL(0820)

25-3906

田布施町大字麻郷373-6

広報のお話 vol.10

広報に携わり3年目です。撮影のコツも掴めてきて、以前よりもイベントの様子に目が向くようになりました。3月以降は、田布施倶楽部のFacebookで、参加したイベントのリアルタイム投稿も行っています。みなさんが田布施町をより身近に感じられるように、自分自身が楽しみながら伝えていきたいと思えます！（初心に帰ろう。広報担当）

書に必要事項を記入の上、日本赤十字社山口県支部に申し込む

◆申込み・問合せ先

・日本赤十字社田布施分区分

☎52・5810

・日本赤十字社山口県支部

☎083・922・0102

【下水道排水設備工事

責任技術者更新講習】

山口県下水道協会の下水道排水設備工事責任技術者更新講習が、次のとおり行われます。

◆日時

9月28日(水)

午後1時30分～午後4時

◆場所

山口県セミナーパーク講堂

(山口市秋穂一島1062)

◆対象者

平成7年・10年・13年・23年に資格を取得した責任技術者

◆申込期間

7月1日(金)～22日(金)

※対象者には所定の様式を送付します。

◆申込み・問合せ先

建設課 下水道管理係

☎52・5817

募集

【たぶせスポーツまつり 出店】

10月15日(土)に田布施町スポーツセンターで行われるたぶせスポーツまつりの新規出店者を募集します。

※出店料がかかります。詳細はお問い合わせください。

◆受付期限 7月31日(日)

◆問合せ先

田布施体育協会

☎52・3832

【放送大学 10月生】

放送大学では平成28年度第2学期(10月入学)の学生を募集中です。

放送大学はテレビ、ラジオ、インターネットなどを通して学ぶ通信制大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など幅広い分野を学べます。

◆出願期限

第1回 8月31日(水)

第2回 9月20日(火)

◆資料請求・問合せ先

放送大学山口学習センター

☎083・928・2501

【平成28年度 慰霊巡拝】

国では、先の大戦における戦没者の遺族を対象とした慰霊巡拝を行っています。

◆実施地域

ハバロフスク地方／イルクーツク州／樺太／沿海地方／中国東北地方／東部ニューギニア／硫黄島／ビスマーク・ソロモン諸島／マリアナ諸島／ミャンマー／フィリピン

◆参加費 硫黄島：2万円

その他：18万円～40万5千円

◆補助 参加者には国の規定に基づいて算出された旅費額の3分の1の額を補助

◆派遣人員

当該地域における戦没者遺族各地域15～100人

◆申込み・問合せ先

山口県長寿社会課援助班

☎083・933・2800

【山口県環境審議会委員】

山口県環境審議会は、環境保全に関する基本的事項を調査審議する機関です。県民の皆さまのご意見を審議に反映させるため、審議会委員の一部を募集します。

◆応募要件

18歳以上、県内在住の人

(国または地方公共団体の議員・公務員・高校生を除く)

◆任期 委嘱日から2年

◆定員 1人

◆募集期限 7月1日(金)

◆応募方法

町民福祉課環境係備え付けの応募申込書に必要事項を記入の上、「家庭で取り組む地球温暖化対策について」をテーマとした意見・提言(800字程度、様式自由)を添えEメール、FAX、郵送、持参などで申し込む

◆その他

・応募受領後5日以内に、受領連絡を行います。

・選考結果は、応募者全員にお知らせします。

◆応募・問合せ先

〒753・8501

山口市滝町1-1

山口県環境生活部環境政策課

環境企画班

☎083・933・3030

FAX 083・933・3049

E-mail: kankyousingikai@pref.yamaguchi.lg.jp

試験

【自衛官募集】

■自衛官募集について

平成28年度自衛官候補生(男子)採用試験の募集を実施します。

◆応募資格

18歳以上27歳未満の男子(日本国籍保有者)

◆次回試験期日

6月25日(土)

◆次回試験受付期限

6月23日(木)

※受付は、年間を通じて行っています。

■自衛官募集説明会

自衛官などの募集に関する説明会を、次のとおり行います。

※詳細はお問い合わせください。

◆日時 7月31日(日)

午後1時～午後3時

◆場所 中央公民館

■申込み・問合せ先

〒742・0031

柳井市南町3・8・4

荒田ビル2階
防衛省自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所

☎22・8199

【税務職員採用試験】

◆受験資格

平成28年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人

◆試験の程度

高校卒業程度

◆受験申込方法

・インターネット申し込み
専用ホームページ(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)から申し込む

・郵送または持参で申し込み

インターネット申し込みができない場合は、第1次試験地を管轄する人事院地方事務局に郵送または持参で申し込む

◆申込期間

6月20日(月)～6月29日(水)
(郵送・持参の場合は6月22日(水)まで)

◆1次試験

・試験日 9月4日(日)
・試験科目
基礎能力試験、適性試験、作文試験

◆受験申込書請求・問合せ先

・〒730-8521
広島市中区上八丁堀6-30

広島国税局総務部

人事第二課試験研修係

☎082-221-9211

・光税務署総務課

☎0833-71-0166

【狩猟免許試験・更新】

■狩猟免許試験

【下松会場】

・日時 7月3日(日)
午前9時～午後4時

・場所

下松市地域交流センター

(下松市生野屋南1-11-1)

・申込期限

6月24日(金)午後5時

【岩国会場】

・日時 9月4日(日)
午前9時～午後4時

・場所 岩国市地方卸売市場

(岩国市尾津町5-11-1)

・申込期限

8月26日(金)午後5時

※本年度は柳井市での実施はありません。

※試験日の前日に、同会場において、一般社団法人山口県猟友会主催による狩猟免許講習会が開催されます。

◆手数料

・新規受験者 ……5200円

・既に免許を所持し、さらに他の種類の狩猟免許を受験する人 ……3900円

◆申請書の配布・受付場所

山口県柳井農林事務所

◆助成制度

「わな猟免許」および「第一種銃猟免許」の新規取得者に対する助成制度があります。

詳細は狩猟者講習会において説明します。また、山口県自然保護課ホームページにも掲載します。

■狩猟免許更新

◆日時 7月12日(火)
午後1時30分～

◆場所

山口県柳井総合庁舎

◆申請書の配布・受付

山口県柳井農林事務所

◆申請書の申込期限

7月5日(火)午後5時

※郵送の場合、当日消印有効

◆問合せ先

・狩猟免許試験・更新について

山口県岩国農林事務所

☎0827-29-1567

・助成制度について

山口県自然保護課

☎083-933-3050

選挙権年齢が

満18歳以上に引下げられます！

【選挙管理委員会】 ☎52-5802

○選挙権年齢が満18歳以上に引下げられます！

平成27年6月、選挙権年齢を満20歳以上から満18歳以上に引下げる公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、平成28年6月19日に施行されます。

満18歳・満19歳の人は、施行日以降に公示される国政選挙(衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙)から投票できます。

総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/18senkyo/>)に、選挙権年齢引下げに関する特設ページが開設されていますので、ご覧ください。

○進学や就職などで引っ越したら、住民票を移しましょう！

選挙で投票する場所は、原則、住民票のある市区町村です。新住所地で投票するためには、新住所地に引っ越してから3カ月経過しなければ投票できません。

しかし、今回、公職選挙法が改正されたことにより、施行前に引っ越していたとしても、旧住所地に3カ月以上住んでいた場合、次の選挙では旧住所地で投票できるようになりました。

期日前投票には宣誓書をお持ちください

田布施町ではこれまで、期日前投票をおこなわれる際は、期日前投票所において宣誓書の記入をお願いしていましたが、今後の選挙においては、投票所入場券の裏面に宣誓書を印刷し発送します。

期日前投票をおこなわれる際は、必要事項をご記入の上、ご来場ください。

期日前投票には宣誓書をお持ちください

田布施町ではこれまで、期日前投票をおこなわれる際は、期日前投票所において宣誓書の記入をお願いしていましたが、今後の選挙においては、投票所入場券の裏面に宣誓書を印刷し発送します。

期日前投票をおこなわれる際は、必要事項をご記入の上、ご来場ください。

《山口県からのお知らせ》

二世代同居・近居世帯を応援します



山口県では、世代間の支え合いによる子育てしやすい環境づくりとして、同居・近居される世帯へ向けた新たな2つの事業を創設しました。

※本事業における近居とは、親子と子の祖父母が居住するそれぞれの住宅が同一小学校区内またはその間の直線距離が2 km以内にあることをいいます。

■やまぐち三世代同居・近居住宅支援事業補助金

三世代同居または近居を目的とし、中古住宅の購入や現住居の増改築や改修、または町内へ新築や住宅購入を行った県外居住者へ補助金を交付します。

◆募集期限 6月30日（木）

（応募多数の場合は抽選）

◆補助対象工事

住宅取得等に要した金額が300万円以上の人

◆補助金額 50万円

※受けられる補助金額・サービス内容については、県住宅課ホームページでご確認ください。

■やまぐち三世代同居・近居ハスポーツ制度

三世代同居または近居をされる人へ企業からの様々なサービスを受けることのできるハスポーツを交付します。

◆申込開始日

6月1日（水）

◆サービスの例

不動産取得や借家契約時の仲介手数料割引、各種ローンの優遇措置など

■共通事項

◆対象者要件

平成28年6月1日以降に山口県内で新たに三世代同居・近居を始める人

◆応募方法

県住宅課のホームページまたは町役場窓口（総務企画課企画係）備え付けの交付申請書を持参または郵送により、県住宅課に申し込む

◆応募・申込み・問合せ先

〒753-8501

山口県山口市滝町1-1

山口県土木建築部住宅課住宅企画班

電話番号 083-933-3874

FAX 083-933-3899

E-mail: a18900@pref.yamaguchi.lg.jp

※各事業の詳細については、県にお問い合わせてください。

※田布施町の親元近居奨励事業とは異なります。

人口と世帯

（5月1日現在）



…人口…

15,688 人
（増減 + 37 人）

…男…

7,456 人

…女…

8,232 人

…世帯…

7,020 世帯

休日・夜間納税（相談）窓口

6月・7月

滞納が続くと、納期から本税（料）納付までの経過日数に応じて延滞金が加算されます。督促手数料や延滞金を含めて完納とならない場合、滞納処分を受けることになります。

やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人などの納付に関する相談もお受けします。

今月の納期

○町県民税

（1期）

■休日昼間納税（相談）窓口（8:30～17:00）

6月26日（日） 7月31日（日）

■平日夜間納税（相談）窓口（～20:00）

6月30日（木） 7月29日（金）

◇納付場所 町役場1階 税務課窓口

◇対象および内容の問合せ先

町県民税・固定資産税・軽自動車税
……………税 務 課 ☎ 52-5804

国民健康保険税
後期高齢者医療保険料・介護保険料
……………健康保険課 ☎ 52-5809

保育料および児童クラブ保育料
……………町民福祉課 ☎ 52-5810

町営住宅使用料および駐車場使用料
……………建 設 課 ☎ 52-5807

下水道受益者負担金
……………建 設 課 ☎ 52-5817

7月のカレンダー

省
略
文
字

- 中公：中央公民館
- 麻公：麻郷公民館
- いきいき：高齢者いきいき館
- 西公：西田布施公民館
- 城公：城南公民館
- 麻福：麻郷福祉会館
- 東公：東田布施公民館
- 里公：麻里府公民館
- 中学：田布施中学校

1 (金)	■育児相談 10:00～11:00(西公)	16 (土)	
2 (土)		17 (日)	
3 (日)		18 (月)	
4 (月)	■育児相談 10:00～11:00(西公) 【心】	19 (火)	■はつらつ体操教室 13:30～15:30(東公)
5 (火)	■健康・栄養相談 10:00～11:30(いきいき) ■はつらつ体操教室 13:30～15:30(東公)	20 (水)	■ちびっこ広場 10:00～12:00(西公) ■魅力再発見ウォーキング 5:30～(田布施地域交流館)
6 (水)	■4か月児相談 10:00～10:30(西公) ■5歳児相談 13:30～(西公)	21 (木)	■いきいき講座 13:30～15:30(いきいき) ■年金相談会 10:00～16:00(役場1階保健室)
7 (木)		22 (金)	■マタニティセミナー 9:30～11:30(西公)
8 (金)		23 (土)	■町子連ドッジボール大会 8:30～(スポーツセンター)
9 (土)		24 (日)	■詩情公園美化ボランティア 8:00～(地域交流館裏)
10 (日)		25 (月)	【困】
11 (月)	■魅力再発見ウォーキング 8:30～(城公) 【心】	26 (火)	■男性の料理教室 9:30～12:30(西公) ■魅力再発見ウォーキング 5:30～(田布施地域交流館)
12 (火)	■乳・子宮頸がん検診 13:00～14:30(西公)	27 (水)	■1歳児教室 10:00～11:30(西公) ■こころの相談 13:30～15:00(いきいき) ■はつらつ体操教室 13:30～15:30(里公)
13 (水)	■献血 9:30～11:30(ピクロス田布施店) ■はつらつ体操教室 13:30～15:30(里公) ■天体教室 20:00～22:00(麻郷小)	28 (木)	【オ】
14 (木)	■乳・子宮がん検診 13:00～14:30(麻公) 【介】	29 (金)	■健康まるごと講座 13:30～15:00(いきいき)
15 (金)	■マタニティセミナー 9:30～11:30(西公)	30 (土)	■町民会議体験活動「カヌーにのって遊ぼう！」 9:00～12:00(田布施川さくら橋周辺)
		31 (日)	

【困】困りごと相談

日時 7月25日(月)
午前10時～午後3時
場所 中公1階和室
問 町民福祉課
☎52-5811

【心】心配ごと相談

日時 毎週月曜日
午前10時～正午
(祝日・困りごと相談日除く)
場所 町社会福祉協議会
問 ☎53-1103

【介】介護よろず相談

日時 第2木曜日
午前10時～午前11時
場所 高齢者いきいき館
問 地域包括支援センター
☎53-1292

【オ】はつらつオレンジカフェ

日時 第4木曜日
午前10時～正午
場所 高齢者いきいき館
問 地域包括支援センター
☎53-1292

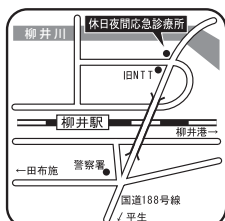


休日夜間応急診療所

(柳井市中央1-5-3)

●連絡先(診療時間内)

☎22-9001



区分	診療日	診療時間
休日 昼間	日曜日・祝日 盆(8月15日) 年末年始(12月30日～1月3日) ※これらの日の夜間診療はありません。	午前9時～正午 (受付午前11時30分まで) 午後1時～午後5時 (受付午後4時30分まで)
平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません。	午後7時～午後10時 (受付午後9時30分まで)